

平成30年2月20日

日本製紙連合会

## 労働災害防止に向けた行動計画

### 1. 計画策定に至る背景

#### (1) 日本製紙連合会としての課題認識

当連合会が安全統計を取り始めた昭和37年の会員会社の休業災害は708件、不  
休災害に至っては実に1,498件であったが、半世紀以上におよぶ弛まぬ安全への  
取組みの結果、一昨年は休業災害19件、不休災害28件と劇的に改善されてきた。  
(グラフ1)

しかし、昨年は休業災害・不休災害とも8件ずつ増加しており、製造業平均との比  
較では、休業度数率(=災害の発生頻度)がほぼ同水準であるのに対し、死亡災害が  
多く発生しているため強度率(=災害の重篤度)は大きく見劣りしている。(グラフ  
2・3)

昭和37年の安全統計開始以来、会員会社・協力会がともに死亡災害ゼロの年は一  
度もない。(グラフ4)

また平成28年前半には、当連合会の統計上2件、統計外を含めると4件の死亡災  
害が短期間に発生し、経済産業省および厚生労働省から、業界として安全管理の徹底  
を強く求められるという前代未聞の事態を迎えた。さらに、昨年も6月以降連続して、  
会員会社で1件、安全統計外ながら臨時入構業者の被災が4件、計5件の死亡災害が  
発生している。

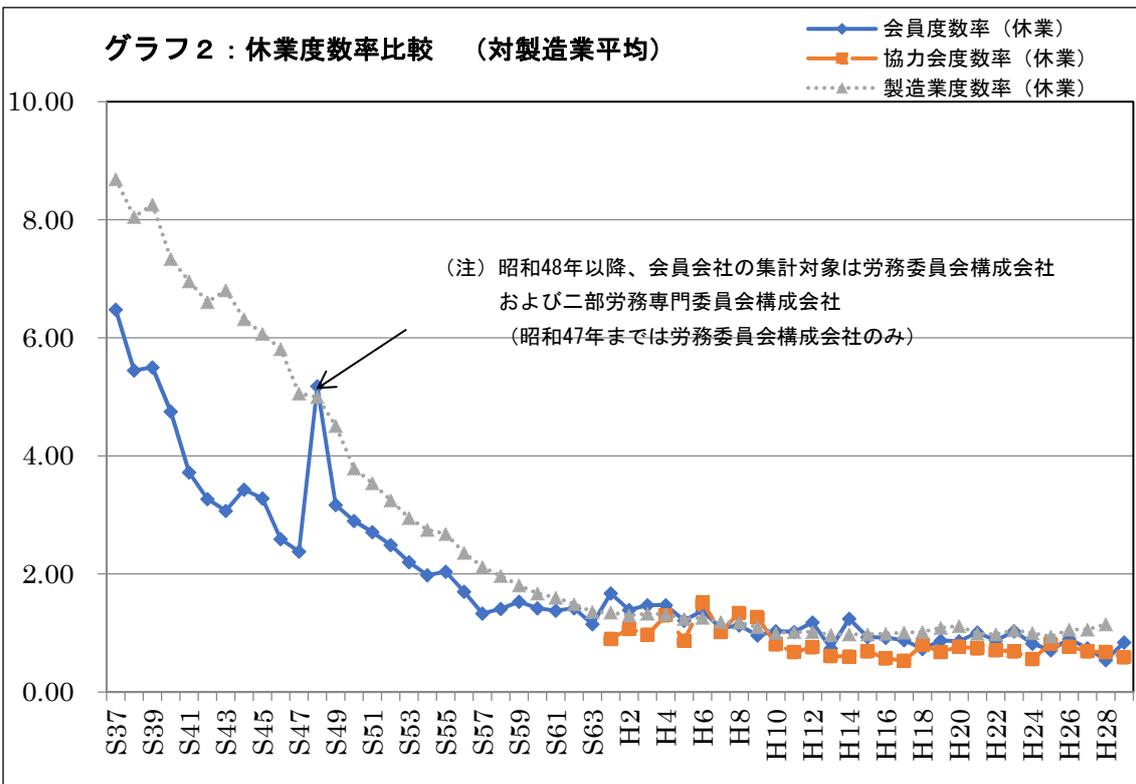
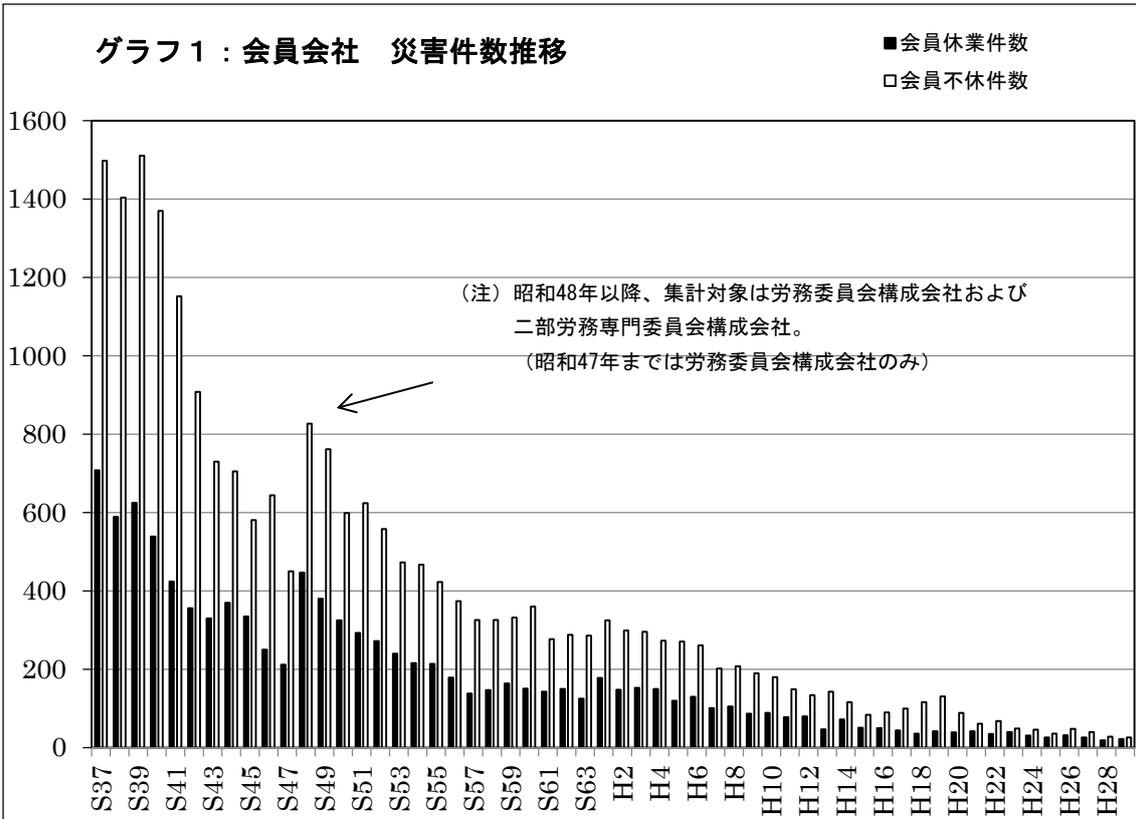
平成28年より、会員会社・協力会を挙げて、職場・工程ごとに特有の危険源の洗  
い出しを実施し、会員各社間での共有を図るといった「死亡災害撲滅」に特化した活  
動を新たに展開してきているにもかかわらず、実態に改善は見られず、災害の連鎖を  
断ち切ることが現下の最重要課題である。

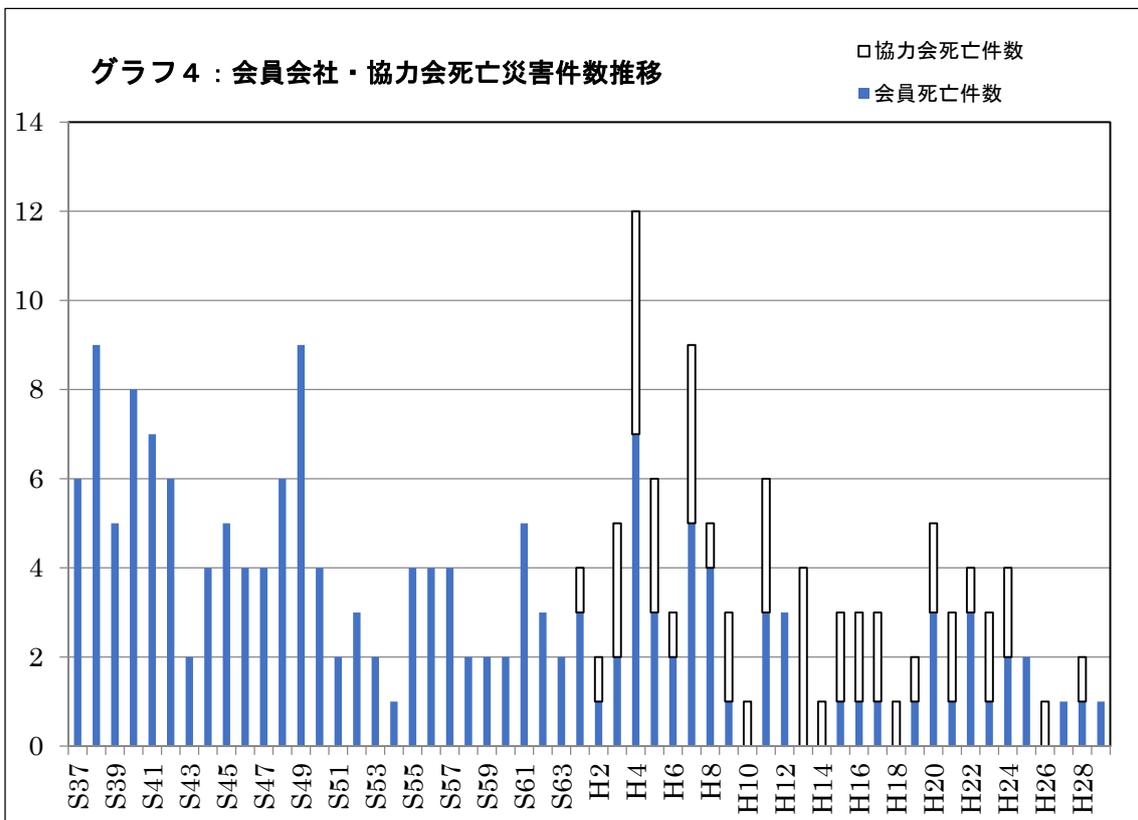
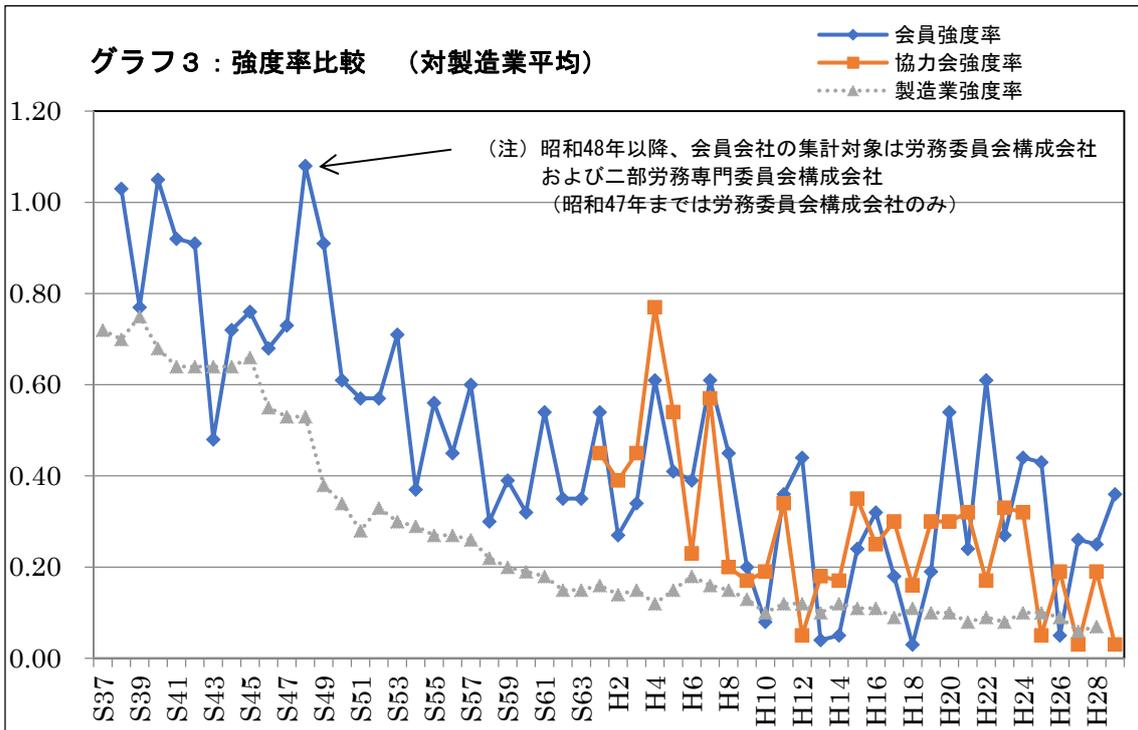
また、昨年発生した臨時入構業者の被災を重く受け止め、「緊急対策」を実施して  
おり、これらも「死亡災害撲滅」活動の一環として位置づけていかなければならず、  
それらの取組の方向性を明確にするため、本行動計画を策定することとする。

#### (2) 製造業安全対策官民協議会への参画

厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会は、製造業の安全対策のさらなる  
強化と情報発信を目的に、製造業の主要な業界の経営層とともに、昨年3月6日に製  
造業安全対策官民協議会を設立した。官民連携の協議会により、業種横断的に検討や  
普及活動を行うのは初めてであり、当連合会も協議会の初代会長代理団体として、協  
議会の諸活動に積極的に参画している。

特に、昨年11月9日に発表された「製造業安全対策官民協議会・神戸宣言」では、  
「『4つの経営理念』に沿った取組」の計画策定等の方向性が示されたため、本行動  
計画はその役割も有するものとする。





## 2. 労働災害に関する当連合会の目標

### 『会員会社およびグループ会社事業場における死亡災害ゼロ』

「自社の事業場に受け入れる以上、どのような人であっても、無事に入構の目的を遂げ、退場してもらうことが、事業場長さらには経営トップの責任である」との考え方のもと、自社従業員・協力会従業員はもちろんのこと、臨時入構業者等、事業場に常駐しない者も含めた安全管理の徹底を図り、会員会社の事業場から死亡災害を撲滅することを製紙連の究極的な目標とする。

## 3. 恒常的な取組

### (1) 死亡災害撲滅に向けた取組

平成28年に経済産業省および厚生労働省から文書による要請を受けたことを契機に、より一層強力に推進している「死亡災害撲滅に向けた取組」を継続する。

対策の方向性としては、これまでの総花的な安全活動から活動の重点指向化を図り、死亡災害撲滅に特化した活動を推進する。

具体的には、各職場・工程ごとに全員参加で、死亡災害に直結する作業および場所の洗い出し(=死に方・死ねる場所探し)を行い、一つずつ確実に対策していく。

業界団体として、「強度率の改善=死亡災害の撲滅が安全面の最大の課題である」との認識の共有化を図るとともに、会員各社が、死亡災害撲滅に特化した活動を円滑に推進していけるよう、条件・環境整備を行う。

- 1) 経営トップへの働きかけ(理事会での安全講演会等の実施)
- 2) 労働組合への働きかけ(産別労組・紙パ連合との連携)
- 3) 会員会社・会員への働きかけ
- 4) 業界他団体への働きかけ

※これまでの取組実績は別紙参照

### (2) 安全衛生委員会の運営

安全衛生に関して、会員相互の意思の疎通を図り連絡を密にして、情報を共有することによって、会員会社の安全衛生の向上に資することを目的とし、その目的達成のため、諸活動の企画立案と進捗状況のチェック、成果の確認を行う。

下記(5)の安全衛生分科会の上部組織として位置づけ、年2回の定例会合のほか、必要に応じ臨機に開催する。

### (3) 災害事例の水平展開

類似災害の防止を目的に、会員企業で発生した労働災害(休業災害および不休災害)については、「災害連絡表」により報告を受け、遅滞なく各会員企業および紙パ連合に情報提供(=水平展開)する。

#### (4) 安全統計の作成

会員企業の安全統計は、昭和37年より実施している。(協力会は平成元年より)  
※統計対象者は、所轄労働基準監督署あて「労働者死傷病報告」の対象者に同じ  
毎月会員企業より「災害統計表」の提出を受け、月ごとに集計の上、会員企業に  
フィードバックする。

また、毎年、上記(3)の「災害連絡表」ならびに「災害要因分析表」による報告を下記の小冊子に取りまとめ、各会員企業に配布する。

##### 1) 「災害発生状況・要因分析」

1年間に発生した不慮災害を含む全災害について、1件ごとに発生状況、発生原因、対策等を取りまとめたもの。

##### 2) 「災害統計綴り」

会員企業、協力会の事業所別安全成績および製造業平均との比較、さらには、その年に発生した災害についての要因分析を取りまとめたもの。

#### (5) 安全衛生分科会の運営

安全衛生管理に関する会員企業間の情報交換を深め、各会員企業および業界全体としての安全力の向上を目的に、平成21年より大手会員企業(現在は13社)の安全担当者による「安全衛生分科会」を立ち上げ、年5回(含・異業種工場見学会)開催。

活動内容としては、各社ごとの安全衛生活動の説明および意見交換のほか、死亡災害については、1件ごとに発生状況、発生原因、対策等について発生企業担当者より詳細に説明し、全員で問題点および対策について議論し、認識の共有化を図ることとしている。

#### (6) 全国紙パルプ安全衛生大会の開催

昭和36年より毎年継続して実施しており、本年度で第58回を数える。

参加者は毎年、会員会社、協力会合わせて350~360名程度。

日程は2泊3日で、安全衛生表彰、講演会、分科会、工場見学会で構成される。第2日目を終日参加者による分科会討議(10名未満の小グループに分けて実施)に当てる。また、分科会討議に参加する際には、討議テーマについて事前検討をした上で参加させるなど、教育・研修に近い形で実施する。2泊3日の日程も含め、この参加者による分科会討議は、当大会の特徴となっている。

大手会員企業10社の安全担当者による「安全衛生小委員会」が企画・運営する。

#### (7) 業界内外への情報発信

安全衛生委員会の設置を契機とし、製紙連公式ホームページおよび会員専用ウェブサイトの活用を開始する。順次、掲載コンテンツの充実を図っていく。

(8) 業界内外の知見の活用および業界横断的取組

1) 製造業安全対策官民協議会への積極的参画

2) 紙パルプ業界横断的取組み(継続)

全段連、機械すき和紙連合会、古紙再生促進センターなど業界他団体に対し、災害統計・官民協議会情報・活動好事例等の提供を行っている。

今後より双方向の活動とするべく充実を図る。

#### 4. 昨年発生した死亡災害に鑑みた取組

(1) 緊急対策

1) 注意喚起文書対応…1月までに全会員会社より取組結果報告書を受領完了

2) 立入り禁止の徹底

【対策の具体例】

・直近の死亡災害事例に鑑み、臨時入構業者の事業場構内立入りに際し、通行および作業可能な区域を明確に指定し、入構者全員に周知徹底する。

・同時に、トラマーク表示や注意喚起掲示物などで立入り禁止区域を明示するとともに、可能な限り物理的な立入り禁止措置を講じる。

3) 作業開始前ミーティングの徹底

【対策の具体例】

・入構初日の作業開始前には、当該職場の管理監督者等を交えた作業員全員のミーティングを実施し、上記②の立入り禁止区域の周知を始め作業遂行上の注意事項の確認などを行う。

・当該職場の管理監督者等が参加できない場合は、事前に必要事項を文書にて手交し、作業員全員に周知するなどの対策を講じる。

4) 有害物(法定の毒物・劇物、特定化学物質等)との接触事故の再発防止策

【対策の具体例】

・有害物等を使用・貯蔵する職場につき、作業手順および法令に定める事項の遵守状況の再確認などを実施し、改善点があった場合は、速やかに当該職場関係者全員に周知徹底する。

※2) 3) 4) の各社取組状況は平成29年12月度理事会にて報告済

(2) 当面の検討事項

1) 入構許可に関する運用の徹底

【検討の方向性】

・外注業者等が事業場に入構する際には、入構許可の取得を義務付ける。

・入構許可は「新規入構者安全教育」の受講者のみに付与する。

・将来的には、入構許可に有効期限を設け、再交付には「新規入構者安全教育」の受講を条件とする。

## 2) 新規入構者への教育の徹底

### 【検討の方向性】

- ・上記「新規入構者安全教育」の実施を徹底する。
- ・同時に、臨時入構業者側には「送り出し教育」の実施を要請する。
- ・将来的には業者側に「送り出し教育実施報告書」の提出を求めることとする。

## 5. 将来的に目指したい取組

(1) 業界としての設備安全基準の検討・制定

(2) 業界としての安全衛生教育体系の検討・制定

## 6. 行動計画と製造業安全対策官民協議会・「4つの経営理念」との関係

本行動計画と「4つの経営理念」との相関関係は以下のとおりである。

### 【4つの経営理念】

- 一、経営層がリーダーシップを発揮しつつ、安全担当や製造担当と接触し、かつ、常に現場の声を反映できるような体制の強化
- 二、設備の老朽化等の厳しい現状がある一方、技術革新を生かした新たな取組も進んでいることを踏まえた、安全への投資の促進
- 三、ベテラン職員の減少、業務アウトソーシングの増加などの環境変化を踏まえた、階層別、協力会社を含めた安全人材の育成や安全教育の拡充
- 四、重点的に取り組むべき課題を抽出し、その原因・対策などを検討し、検討結果を業界内外に共有

取組項目	該当する経営理念				備考
	一	二	三	四	
3. 恒常的な取組	死亡災害撲滅活動				製造業安全対策官民協議会活動で得られた成果は、逐次、各取組に反映させていくものとする
	1) 経営トップへの働きかけ	○	○		
	2) 労働組合への働きかけ			○ ○	
	3) 会員会社・会員への働きかけ			○ ○	
	4) 業界他団体への働きかけ			○	
	安全衛生委員会の運営	○		○	
	災害事例の水平展開			○	
	安全統計の作成			○	
	安全衛生分科会の運営			○	
	全国紙パルプ安全衛生大会の開催	○	○	○ ○	
	業界内外への情報発信			○	
	業界内外の知見活用・業界横断的取組	○	○	○ ○	
4. 昨年の死亡災害頻発対策	緊急対策			○ ○	
	当面の検討課題			○ ○	
5. 将来的取組	業界としての設備安全基準の検討・制定		○	○ ○	
	業界としての安全衛生教育体系の検討・制定	○		○ ○	

以上